

進学者向け

平成29年度

児童養護施設退所者等自立支援資金貸与の募集案内

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 児童養護施設退所者等自立支援資金制度の目的

児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方が施設退所後又は委託解除後の安定した生活基盤を築くための家賃や生活費、就職に必要な資格を取得するための費用の貸与を行い、児童養護施設等を退所した方などの自立支援につなげることを目的としています。

【児童養護施設等について】

○児童養護施設

享誠塾（金沢市）、聖霊愛児園（金沢市）、梅光児童園（金沢市）、林鐘園（金沢市）、育松園（小松市）、伊奈美園（加賀市）、しお子どもの家（宝達志水町）、あすなる学園（穴水町）

○児童自立支援施設

石川県立児童生活指導センター（内灘町）

※情緒障害児短期治療施設及び自立援助ホームも児童養護施設等に含まれるが県内にはない。

【里親等について】

○里親

○ファミリーホーム

2 申請対象者

次の要件に全て該当する方

- ① 石川県内（以下「県内」という。）の児童養護施設等を退所した方又は県内において里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方であって、大学等（大学、高等専門学校、専修学校）に在学している方（資格取得支援費にあつては、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある方であって大学等に在学している方）

※ 平成29年度に進学を予定している方や2年生など途中の学年からでも対象となります。

- ② 大学等を卒業後、1年以内に就職し、5年間（資格取得支援費のみを借入れる方にあつては2年間）就業する意思のある方
- ③ 児童養護施設等の長又は児童相談所長の推薦を受けた方
- ④ 貸与が決定した後、返還債務免除あるいは返還終了となるまで、在学状況、

就業状況等の所要の調査に協力できる方

3 自立支援資金の種類

(1) 生活支援費

生活費（月額 50,000 円以内）を毎月貸与します。

(2) 家賃支援費

家賃に相当する額（管理費及び共益費を含みます。ただし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助の単身世帯の額を限度とします。）を毎月貸与します。

【県内の住宅扶助について】

○金沢市 33,000 円/月 ○金沢市以外 31,000 円/月

(3) 資格取得支援費

就職に必要な資格取得に対する費用（資格取得に要する実費。ただし、250,000 円を上限とします。）を一括貸与します。

4 貸与期間

生活支援費及び家賃支援費にあつては、大学等に在学する期間とします。ただし、3年間を上限とします。

※4年生大学・6年生大学の場合は、今後、国の予算措置があれば、残りの期間について別途契約する場合があります。

また、資格取得支援費については、一括貸与します。

5 利子

無利子

6 親権者の同意

申請者が未成年の場合は、親権者等の法定代理人の同意が必要です。ただし、児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第2号様式）により、申請者に真にやむを得ない事由があり、申請者の自立が見込まれる場合は、親権者の同意を得ないで貸与することがあります。

7 連帯保証人

(1) 成年であつて、返還債務を負担できる資力があり、原則として県内に住所を有する方が1名必要となります。

(2) 申請者が未成年の場合には、法定代理人（親権者等）としてください。ただし、法定代理人に返還債務を負担できる資力がない場合、別の連帯保証人が必要です。

(3) 祖父母、父母、兄弟（姉妹）、配偶者（婚姻の相手）、子のうち成年である全ての親族等から連帯保証人を断られた場合等真にやむを得ない事由があつて、児童養護施設等の長又は児童相談所長の意見書により申請者の自立が見込まれ

るときは、連帯保証人を立てないで貸与することがあります。

8 選考結果の通知・契約

- (1) 提出書類に基づき、石川県社会福祉協議会において、貸与の可否を決定し、選考結果を申請者及び推薦した児童養護施設等の長又は児童相談所長あてに、書面により通知します。
- (2) 貸与の決定後、貸与契約（借用書の提出）をしていただきます。

9 在学・資格取得・就業状況の確認

- (1) 在学中は、毎年度、在学証明書により在学の確認をさせていただきます。在学の状況を確認した上で貸与します。
 - (2) 資格取得支援費の対象となっている資格を取得したときは、資格取得届出書（第20号様式）を提出していただきます。
 - (3) 就職したら毎年度、就業状況を在職届出書（第4号様式）により確認させていただきます。
- ※ その他、年度途中に必要な応じて電話等で状況を確認させていただくことがあります。

10 貸与の休止

借受人が休学又は停学となったときは、休学又は停学となった翌月分から貸与を休止します。その後、復学となったときは、復学となった翌月から貸与を開始します。

また、留年となったときは、留年となった期間は貸与を行いません。

11 契約の解除

借受人が在学中に次のいずれかに該当するに至ったときは、契約の解除をさせていただきます。

- ① 虚偽その他不正な方法により自立支援資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- ② 他の借入金への充当等自立支援資金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
- ③ 大学等を退学したとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他自立支援資金の貸与の目的が達成する見込みがなくなったと認められるとき。

また、借受人が契約解除を申し出たときも契約を解除します。

※ 契約解除となったときは、自立支援資金を返還していただくこととなります。その後、5年間就業しても免除になりませんので、退学するときは、十分注意してください。

12 返還債務の当然免除

借受人が、次のいずれかに該当するに至ったときは、申請により自立支援資金の返還債務を免除します。

- ① 借受人が大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業（週20時間以上の就業に限る。）を継続したとき。
- ② ①の就業期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき。

【離職した場合の特例】

一旦離職して、再就職のために次に掲げる求職活動を行っている場合には、継続して就業しているものとみなし、就業継続期間に算入することができます。ただし、算入できる期間は最長1年間となっています。

- (1) 月1回以上求人に応募を行った場合
- (2) 次に掲げる就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月2回以上行っている場合
 - ① 公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関が行う職業相談、職業紹介等
 - ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
- (3) 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合
- (4) 就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合
- (5) 公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合
- (6) 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等を利用している場合

13 返 還

(1) 借受人が次のいずれかに該当する至ったときは、返還事由が発生した日の属する翌月から起算して貸与した自立支援資金から39,000を除いて得た数字の月数（小数点以下端数切上げ。）に返還債務の履行が猶予された月数を合算した期間内に月賦又は半年賦により返還していただきます。

- ① 自立支援資金の契約が解除されたとき。
- ② 虚偽その他不正な方法により自立支援資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- ③ 他の借入金への充当等自立支援資金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したことが明らかになったとき。
- ④ 大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき又は就職する意思がなくなったとき。
- ⑤ 一旦離職して、離職後6月以内に再就職又は再就職のための求職活動を行わなかったとき。
- ⑥ 離職し、再就職する意思がなくなったとき。
- ⑦ 資格取得支援費の貸与の対象となっている資格を取得する見込みがなくな

ったとき。

- ⑧ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
- ⑨ 必要な届出の提出を求めても提出される見込みがないと認められるとき。

- (2) 上記の期間で返還が困難なときは、困難な事由の内容を審査した上で、貸与した自立支援資金から 39,000 を除して得た数字の月数（小数点以下端数切上げ。）に 2 を乗じて得た月数に返還債務の履行が猶予された月数を合算した期間まで延長することができる場合があります。
- (3) 返還金額は、月 4 万円程度。返還が困難な場合は 2 万円程度にすることができます。
- (4) 返還が（1）又は（2）の期間内に返還できなかった場合は、遅延した分については、年 5 % の延滞利子が発生します。
- (5) やむを得ない理由があるときは、審査の上、自立支援資金の返還を一時猶予することがあります。

14 申請手続

(1) 提出書類

- ① 貸与申請書（第 1 号様式）
- ② 住民票（申請者及び連帯保証人のもの）
- ③ 戸籍謄本（申請者のもの）。両親が住民票で確認できる場合は省略できます。
- ④ 児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第 2 号様式）
- ⑤ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸与に係る個人情報の取扱同意書（第 3 号様式）
- ⑥ 大学等に在学していることを証する書類（在学証明書（大学等の所定の様式）又は学生証の写し。
※入学前の場合は、合格決定通知書の写し
- ⑦ アパート等の賃貸借契約書の写し（家賃支援費を申請する場合に限る。）
- ⑧ 連帯保証人の所得を確認できる書類（所得証明書又は源泉徴収票の写し）
- ⑨ 祖父母、父母、兄弟（姉妹）、配偶者（婚姻の相手）のうち成人の者の児童養護施設退所者等自立支援資金貸与にかかる連帯保証に対する親族等の回答（第 5 号様式。連帯保証人を立てられない場合に限る。）

(2) 提出について

児童養護施設等の退所者は児童養護施設、里親等の委託解除者は児童相談所を經由して本会に提出してください。

提出締切 平成 29 年 3 月 17 日（金）

(3) 問合せ・提出先

〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号

石川県社会福祉協議会2階 地域福祉課

TEL 076-224-1212 / FAX 076-222-8900